

大田区自立支援協議会 令和7・8年度 第5回地域生活部会議事録

文責：長崎(事務局一部修正)

(1) 会議の名称	大田区自立支援協議会 令和7・8年度 第5回地域生活部会			
(2) 開催日時	令和7年11月25日(火) 10:00~12:00			
(3) 開催場所	大田区立障がい者総合サポートセンター 5階多目的室			
(4) 出席した委員、事務局	伊藤 朋春	山根 聖子	小松代 菜央	長崎 未奈
	小野 英次郎	松浦 好美	渡邊 優美	南雲 好晶
	相澤 あゆみ	青山 明子	広瀬 健次郎	桟敷 洋子
	区事務局：馬場 斎藤 小西 鈴木 オブザーバー：前畠			
(5) 内容・要旨	<p>1. 議題</p> <p>(1) 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠確認 ・司会-伊藤部会長 書記-長崎委員 ・オブザーバー参加 <p>障害福祉課 前畠 文枝 係長</p> <p>(2) 大田区における地域生活支援拠点事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験の機会・場 <p>○前畠係長より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験は、平常時や緊急時に利用できるようになるために、地域移行を目標とする方に限らず多くの障がい者の方に提供する機能がある。 ・現在は施設整備を主に行っている。 ・大田生活実習所の短期入所施設内に、自立生活体験用の居室を準備した。目的としては、一人暮らしの訓練ができる機会としているが、具体的にどのように活用していくかまでは決まっておらず、現在活用の検討をしている。 ・目指す方向性としては、本人の希望に基づいたもの。それを見据えた体験の機会をどうしていくかを整備していく必要があるが、まだできていないのが現状である。 <p>(A委員) 区立障がい者施設の機能見直しとは?また、通所事業所の体験利用とは?</p> <p>→機能見直しとは、現在施設整備として施設の立て直しなどを行っている。その中で、必要に応じてサービスを増やしたり人数を増員できるような部屋の確保を検討したりしている。体験利用については、いきなりサービスを利用する事が難しい方に対して、日中活動を体験できる機会があればというところで検討している。</p> <p>○グループによる意見交換</p> <p>A グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別によって体験ができるかできないかの差がある。知的障がい、精神障がいの方は体験できる機会があるが、医療的ケア児は体験するのに診察が必要で長いと3年ぐらいかかることがある。また、さぽーとぴあは体験ができるようになったが、大田生活実習所では断られるケースがある。 ・体験はしたものの、金銭的な課題があるケースもある。社協や後見人がどの程度までバックアップし、協力してくれ 			

	<p>るのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者で体験を積極的に利用している方がいるが、支援側としては体験するには時期尚早であると考えるケースがあり、支援側と保護者の間で相違が生じるケースもある。 ・医療的ケア児も特別介護人を利用すれば体験が可能となる。しかし、特別介護人の選定が難しい。以前は家政婦事務所に特別介護人を依頼すると吸引などができる方がいた。医療的ケアができる医師や看護師を配置することで体験の機会が広がると考える。 <p>B グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つばさホームの体験は月に10日間の利用制限がある。したがって施設の雰囲気や生活環境を十分に理解することが難しい。 ・一般企業に就労している方で特に高齢の方の場合、高校卒業からそのまま就労をしてしまうと福祉サービスの情報がない方が多く、今後の生活に不安を抱えてしまう。 ・区内に重度障がいの方が体験できる機会が少ない。体験することなく入所の手続きを進めたり、地方の施設に入所せざるを得なくなるケースがある。 ・定着支援は多くの場合有期限である。支援機関につなげた後もフォローし続ける体制が必要。 ・目の前にいる方を助けるためには、お金、労力はかかるが、国が変わることを待つのではなく、現場が今ある資源を組み合わせて必要な方につなげることでスピーディーに支援に結びつけることができる。既存の社会資源はたくさんあるため、その活用方法を見出すことが重要。 <p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の話から施設整備だけでなく、人材育成が十分でないと、障がいの種別により体験の可否に偏りが生じてしまう。整備が難しい場合は、医療機関に協力を仰いだり、以前のように特別介護人を家政婦事務所に紹介してもらうようにしたりするなど工夫が必要である。情報収集は、体験をしたいという希望者の意欲の継続に繋がってくることであるため、今後も情報発信は必要である。 ・今回の体験の場の目的などに「自立」と記載がある。障がい福祉の分野では「自立」が良く出てくる。「自立」にはたくさんの意味があると思う。一般的には自分のことは自分でできるようにするという意味だが、できる内容・幅は人によって異なる。「自立する」ことは一人暮らしをすることを目標とするのか、あるいは親元を離れて生活することを目標とするのか。「自立」という言葉が持つ意味や目的について明確化する必要があると思う。 <p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回：第6回「地域生活部会」12月15日（月） ・次回は「専門的人材の確保・養成」について検討する。
--	---